令和７年度決算に基づく
資金不足比率

審 査 意 見 書

令和８年 10 月

企　監　第　３３　号
令和８年 10 月 15 日

大阪広域水道企業団
　企業長　　永　藤　英　機　様

大阪広域水道企業団
　監査委員　　小　林　依　子
　同　　石　崎　一　登

令和７年度決算に基づく資金不足比率に対する意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により審査に付された資金不足比率に対する意見書を、次のとおり提出します。

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算に基づく、資金不足比率とこの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

２　審査の手続

この資金不足比率審査は、大阪広域水道企業団企業長から提出された資金不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、以下の２点を主眼として実施した。

(1)　地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に準拠して、資金不足比率が正確に算定されているか

(2)　この算定の基礎となる事項を記載した書類（算定様式）が誤りなく作成されているか

第２　審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めた。

なお、資金不足は生じていなかった。

資金不足比率（令和７年度）		前年度
大阪広域水道企業団水道事業会計	－	－
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	－	－

経営健全化基準
20%

（注１）「－」は資金不足が生じていないことを示す。

第３　資金不足比率の状況について

両会計とも資金不足額は生じておらず、実質収支又は資金収支の状況は次のとおりとなっている。

（単位：百万円）

企業会計名	年度	資金不足額	資金不足比率	資金剰余額
大阪広域水道企業団水道事業会計	令和６年度	－	－	37,279
	令和７年度	－	－	49,222
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	令和６年度	－	－	17,694
	令和７年度	－	－	14,030

以上